

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税関係受付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

一般社団法人地方税電子化協議会は、地方公共団体への地方税の申告等の受付を行うためのシステムを開発・運用しており、特定個人情報を保管することとなることから、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・地方税の申告、申請などの受付、手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになった。そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会であり、共同システムを「地方税ポータルシステム<eLTAX(エルタックス)>」という。
- ・なお、一般社団法人地方税電子化協議会は、全国の地方公共団体(全1788団体)が加盟し、組織している。(開発・運用費は、全1788団体が負担している。)
- ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者(税理士等)・政府機関等・地方公共団体間が地方税事務に関する情報連携を行うためのシステムである。地方税ポータルシステム(eLTAX)は関係者間の情報交換を行う機能を有し、必要な範囲で特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を記録することとしている。
- ・地方税ポータルシステム(eLTAX)が納税者(税理士等)から地方税申告等の受付(収受)を行う際は、改ざん検知及びなりすまし防止のため、電子署名を用いているほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために暗号化通信を行っている。また、地方公共団体へ回付(伝送)する際は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用しており、安全性を確保している。
- ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、作業内容に関する報告を求め、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。
- ・一般社団法人地方税電子化協議会は、番号法等に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていないが、番号制度の重要性を考慮し、任意で自己評価を行う。

評価実施機関名

一般社団法人地方税電子化協議会
※ 平成31年4月1日以降は地方税共同機構

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税関係受付事務
②事務の概要	<p>・地方税の申告、申請などの受付、手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになった。そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会であり、共同システムを「地方税ポータルシステム<eLTAX(エルタックス)>」という。</p> <p>・納税者等から地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信された申告等データは、地方税ポータルシステム(eLTAX)上に保管され、地方公共団体へ配信する。 特定個人情報ファイルを扱う地方税ポータルシステム(eLTAX)は2種類ある。</p> <p>①電子申告等システム…納税者(税理士等)が地方公共団体へ地方税の申告、申請(個人住民税・固定資産税等)を電子的に行うためのシステム。納税者からインターネットを通じて地方税ポータルシステム(eLTAX)上に申告等データが送信され、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方公共団体へ配信する。(地方公共団体から納税者へのデータの流れ(特別徴収税額通知)は、逆のとおり)。</p> <p>②年金特徴システム…各年金保険者(特別徴収義務者)と地方公共団体間で、住民税の特別徴収を行うために必要な事務手続きを電子的に行うシステム。年金保険者からDVDを通じて地方税ポータルシステム(eLTAX)上に公的年金等支払報告書等データを格納し、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方公共団体へ配信する。(地方公共団体から年金保険者へ</p>
③システムの名称	電子申告等システム、年金特徴システム
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税電子申告等特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第16条に本人確認の措置について規定されており、本人から個人番号の提供を受ける際には、個人番号利用事務等実施者は、本人の身元確認及び個人番号の確認を行う必要がある。</p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会は、総務大臣の指定を受けた地方税の電子申告等に係る法人として、個人事業主から個人番号を記載した申告を受けた際には、番号法第9条第3項により、特定個人情報関係事務実施者として、個人番号に係る本人確認を行わなければならないとされている。</p> <p>ただし、特定個人情報関係事務実施者である一般社団法人地方税電子化協議会は番号法等に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていないため、本項目は対象外である。</p> <p>以下は、地方税ポータルシステム(eLTAX)が個人番号を取り扱う目的を記載する。</p> <p>・電子申告等システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方公共団体が地方税の賦課徴収等の事務を行うために個人番号が必要であることから、個人番号が記載されたデータを取り扱うこととなり、地方税ポータルシステム(eLTAX)と地方公共団体間や地方公共団体同士の情報交換は個人番号を使用することとなるが、納税者等と地方公共団体間の情報交換をするにあたっては個人番号を使用することなく、その他識別番号(地方公共団体コード・利用者ID)を用いて配信処理を行っている。</p> <p>地方税ポータルシステム(eLTAX)では、個人番号が記載されたデータを閲覧することができないよう、システム上制限(データを判読できないよう処理)している。</p> <p>・年金特徴システム 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方公共団体や年金保険者が個人住民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)等の事務を行うために個人番号が必要であることから、個人番号が記載されたデータを取り扱うこととなるが、地方公共団体と年金保険者間の情報交換をするにあたっては個人番号を使用することなく、その他識別番号(地方公共団体コード・特別徴収義務者コード)を用いて配信処理を行っている。</p> <p>地方税ポータルシステム(eLTAX)では、個人番号が記載されたデータを閲覧することができないよう、システム上制限(データを判読できないよう処理)している。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	-

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	システム部
②所属長の役職名	システム部長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	開示請求は一般社団法人地方税電子化協議会、訂正・利用停止請求は各提出先の地方公共団体。
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	一般社団法人地方税電子化協議会 (お問い合わせは、以下のURLから受付) ◆お問合せフォーム https://www.eltax.jp/uketsuke/dform.do?acs=h30pia

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

